

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月15日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第8号

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表乗合自動車・高速鉄道連絡大人普通旅客運賃の項中「380」を「320」に、「430」を「370」に、「460」を「400」に、「490」を「430」に、「520」を「460」に改め、同表乗合自動車・高速鉄道連絡小児普通旅客運賃の項中「200」を「170」に、「220」を「190」に、「240」を「210」に、「250」を「220」に、「270」を「240」に改める。

第1号様式第2項第1号アを次のように改める。

ア 乗合自動車に乗車する際に所持するもの

(表 面)

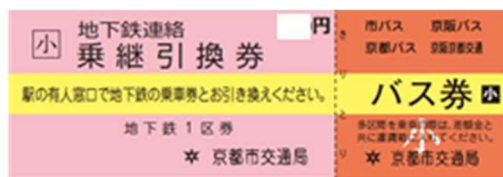


備考 この様式の裏面に注意事項を記載する。

第1号様式第2項第2号アを次のように改める。

ア 乗合自動車に乗車する際に所持するもの

(表 面)



備考 この様式の裏面に注意事項を記載する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この改正規程は、平成31年3月16日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この改正規程による改正後の京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程の規定にかかわらず、平成18年1月7日からこの改正規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに発売した乗合自動車から高速鉄道への連絡用の連絡普通券を所持する旅客は、施行日から平成31年9月30日までの間に、別に定める場所において、当該連絡普通券を、施行日から発売する乗合自動車から高速鉄道への連絡普通券に交換し、その差額を受け取ることができるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、この改正規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(交通局営業推進室)